

定額減税に関する Q&A

※ 質問（青下線部分）をクリックすると該当の Q&A ページが表示されます。

1 定額減税の制度や基準等について

- [1-1 定額減税はどのような人が対象ですか。](#)
- [1-2 定額減税の減税額について教えてください。](#)
- [1-3 16歳未満\(年少扶養\)も定額減税の対象となりますか。](#)
- [1-4 令和6年3月に子供が生まれましたが定額減税の対象になりますか。](#)
- [1-5 令和6年の途中で扶養親族が追加となりましたが定額減税の対象に追加でなりますか。](#)
- [1-6 令和6年4月に長岡市に転入してきましたが、定額減税はどうなりますか。](#)
- [1-7 令和5年中に収入がなく、令和6年度は非課税ですが定額減税は対象となりますか。](#)
- [1-8 長岡市に家屋敷がありますが、定額減税の対象になりますか。](#)

2 定額減税の実施方法等について

- [2-1 定額減税を受けるためには申告や申請が必要ですか。](#)
- [2-2 定額減税額は何を見れば確認できますか。](#)
- [2-3 定額減税額が税額から引ききれない場合はどうなりますか。](#)
- [2-4 減税ではなく還付\(給付\)をしてもらえませんか。](#)
- [2-5 会社勤めで市民税・県民税が給与から天引きされていますが、どのように定額減税が反映されるのですか。](#)
- [2-6 毎年、納付書\(または口座振替\)で市民税・県民税を納めていますが、定額減税が実施されるとどのように反映されるのですか。](#)
- [2-7 年金所得のみですが、どのように定額減税が反映されるのですか。](#)
- [2-8 定額減税により所得割額が0円となった場合、均等割・森林環境税から残った額が引かれますか。](#)

3 その他

- [3-1 定額減税の実施により、ふるさと納税の限度額に影響はありますか。](#)
- [3-2 退職手当に対して課税される市民税・県民税は定額減税の対象になりますか。](#)
- [3-3 配当割額控除・株式等譲渡所得割額により市民税・県民税の所得割額が0円となった場合、定額減税の対象となりますか。](#)
- [3-4 所得税の定額減税について教えてください。](#)
- [3-5 定額減税によって福祉制度の負担額等に影響はあるのですか。](#)
- [3-6 定額減税の対象とならない場合の給付金について教えてほしい。](#)

1 定額減税の制度や基準等について

1-1 定額減税の対象はどのような人ですか。

A 令和6年度（令和5年分）の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象です。

※1 令和6年度の市民税・県民税が非課税の方は対象外

※2 令和6年度の市民税・県民税が均等割及び森林環境税（国税）のみ課税の方は対象外

※3 令和6年度の家屋敷等にかかる税は対象外

1-2 定額減税の減税額について教えてください。

A (1) 本人 1万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族 1人につき1万円

※ただし、(2)の方が国外居住（留学生など）の場合は、定額減税の計算対象とはなりません。

1-3 16歳未満（年少扶養）も定額減税の加算対象となりますか。

A 対象となります。※税制上の扶養控除対象にはなりません。

1-4 令和6年3月に子供が生まれましたが定額減税の加算対象になりますか。

A 対象とはなりません。

定額減税は、令和6年度市民税・県民税の扶養親族数を基に加算額を算定します。令和6年度市民税・県民税の扶養控除の対象となる扶養親族は、令和5年12月31日の現況で判定を行うため、令和6年中に子供が生まれた場合は加算対象とはなりません。

1-5 令和6年の途中で扶養親族が追加となりましたが定額減税の対象に追加でなりますか。

A 対象とはなりません。

令和6年中の扶養親族の追加は、令和6年度市民税・県民税に影響がありませんので定額減税の加算対象とはなりません。

1-6 令和6年4月に長岡市に転入してきましたが、定額減税はどうなりますか。

A 定額減税は、令和6年度の市民税・県民税の課税を行う市区町村（令和6年1月1日にお住いの市区町村）において実施することとなります。

1-7 令和5年中に収入がなく、令和6年度は非課税ですが定額減税は対象となりますか。

A 定額減税の対象とはなりません。

定額減税は、令和6年度市民税・県民税の所得割額が課税される方が対象です。
 ※均等割額及び森林環境税（国税）のみの課税の場合は対象外です。

1-8 長岡市に家屋敷がありますが、定額減税の対象になりますか。

A 定額減税の対象とはなりません。

定額減税は家屋敷等に係る課税は除くこととなっています。

2 定額減税の実施方法等について

2-1 定額減税を受けるためには申請が必要ですか。

A 定額減税を受けるための申請は必要ありません。

定額減税は、長岡市が保有する税情報（確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を基に算出します。

2-2 定額減税額は何を見れば確認できますか。

A 定額減税額は、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書等で確認することができます。

(1) 給与からの特別徴収（給与天引き）の場合

令和6年5月下旬以降に勤務先から配布される特別徴収税額決定通知書をご確認ください。

- ・通知書の摘要欄に「定額減税額」と「定額減税控除不足額」の記載があります。
- ・控除不足額がある場合、2-3のとおり調整給付金の対象となります。

【通知書記載イメージ】

指定番号 500149000 区分番号 2 受給者番号 サンプル 花子 様 住居 新潟県長岡市幸町2丁目1番地1 令和6年5月15日 問合せ先 長岡市役所 財		令和6年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) 所得 給与収入 3200000 控除 社会保険料 480000 所得割額 2160000 均等割額 3000 森林環境税 169600 均等割額 1000 特別徴収税額 5000 控除不足額 0 調整給付額 0 納付額 5000 変更前税額 0 増減額 (①-②) 0 変更月		納税 6月分 0 7月分 5000 8月分 0 9月分 0 10月分 0 11月分 0 12月分 0 1月分 0 2月分 0 3月分 0 4月分 0 5月分 0
総所得金額① 2160000 控除 医療費 0 社会保険料 480000 小規模企業共済 0 生命保険料 45500 地震保険料 0 所得控除合計② 1735500 (調整) 定額減税額 市民税 11,370円 県民税 7,580円 定額減税控除不足額 11,050円 65歳以上の方は、公的年金に係る市民税・県民税を給与から特別徴収することができません。		総所得③ 424000 山林所得 0 雑所得 0 退職所得 0 株式等の譲渡 0 上場株式等の配当等 0 先物取引 0 総所得④ 424000 均等割額 0 森林環境税 0 均等割額 0 特別徴収税額 0 控除不足額 0 調整給付額 0 納付額 0 変更前税額 0 増減額 (③-④) 0 変更月		

(2) 普通徴収または公的年金からの特別徴収（天引き）の場合

令和6年6月中旬頃にご自宅に送付する納税通知書をご確認ください。

- ・通知書4ページに「定額減税額」と「定額減税控除不足額」の記載があります。
- ・控除不足額がある場合、2-3のとおり調整給付金の対象となります。

【通知書記載イメージ】

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書
 確認番号 1234567890

940-0062
 新潟県長岡市大手通1丁目
 4番地10
 マンションアオーレ1111
 長岡 太郎 様

市民税・県民税・森林環境税の算出の明細(2) (単位:円)

●課税標準額	総合所得	*****	
新 規	70,000		
●市民税額・県民税額	市 民 税	県 民 税	
	新 規	新 規	
税額控除前所得割額	4,200	2,800	
調整控除	1,500	1,000	
定額減税	2,700	1,800	

差引所得割額	0	0	
均等割額	3,000	1,000	
計	3,000	1,000	
●森林環境税額	新 規		
森林環境税額	1,000		
●年税額(市民税・県民税・森林環境税)	新 規		
年 税 額	50,000		
	定額減税控除不足額: 5,500円		

000001 / 4

2-3 定額減税額が税額から引ききれない場合はどうなりますか。

- A 定額減税額が引ききれなかった場合は、調整給付が行われます。
 ※調整給付金の対象となる方には別途、本市担当課からお知らせする予定です。

2-4 減税ではなく還付（給付）をしてもらえませんか。

- A 還付はできません。定額減税は税額控除として税額を減少させることとされています。

2-5 会社勤めで市民税・県民税が給与から天引きされていますが、どのように定額減税が反映されるのですか。

- A 給与から市民税・県民税・森林環境税が特別徴収（天引き）されている場合、令和6年6月の給与からは差し引かれず、年税額から定額減税の額を控除した後の額を同年7月から令和7年5月までの11回に分けて差し引かれます。

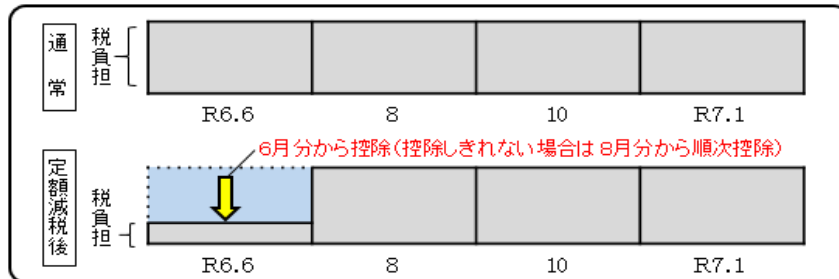
【減税の時期（イメージ）】



2-6 毎年、納付書（または口座振替）で市民税・県民税を納めていますが、定額減税が実施されるとどのように反映されるのですか。

A 納付書（または口座振替）で市民税・県民税・森林環境税を納付される場合、第1期分（6月）の税額から定額減税（特別控除）を行い、控除しきれない部分の金額については第2期（8月）以降の税額から順次控除を行います。

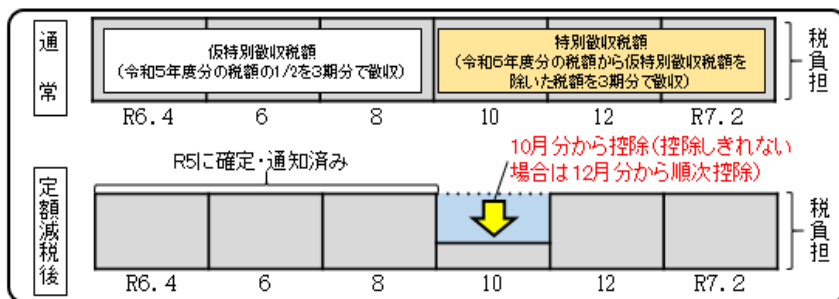
【減税の時期（イメージ）】



2-7 年金所得のみですが、どのように定額減税が反映されるのですか。

A 年金から市民税・県民税・森林環境税が差し引かれる方（年金特別徴収）である場合は、原則として令和6年10月の年金特別徴収税額から定額減税が行われます。なお、10月分において控除してもなお控除しきれない額がある場合は、12月以降の年金特別徴収税額から順次控除を行います。

【減税の時期（イメージ）】



2-8 定額減税により所得割額が0円となった場合、均等割及び森林環境税から残った額が引かれますか。

A 定額減税は所得割額のみ適用されるため、減税額が残った場合であっても均等割額及び森林環境税には適用されません。なお、所得割額において定額減税しきれないと見込まれる場合は、調整給付が行われます。

※調整給付金の対象となる方には別途、本市担当課からお知らせする予定です。

3 その他

3-1 定額減税の実施により、ふるさと納税の限度額に影響はありますか。

A 定額減税の影響はありません。算定の基礎となる令和6年度分の市民税・県民税の所得割額は定額減税「前」の所得割額で判定します。

3-2 退職手当に対して課税される市民税・県民税は定額減税の対象になりますか。

A 定額減税の対象にはなりません。

3-3 配当割額控除・株式等譲渡所得割額により市民税・県民税の所得割額が0円となった場合、定額減税の対象となりますか。

A 定額減税の対象にはなりません。

3-4 所得税の定額減税について教えてください。

A 所得税は国税であるため、市でお答えすることはできません。詳細については、下記のリンク先「国税庁ホームページ」でご確認ください。

【国税庁ホームページ】

➤ [所得税（国税）の定額減税について](#)

3-5 定額減税によって福祉制度の負担額等に影響はあるのですか。

A 定額減税の実施による取り扱いは、その事業によって異なるため、お手数ですが事業担当課へお問い合わせください。

3-6 定額減税の対象とならない場合の給付金について教えてほしい。

A 令和6年度市民税・県民税において、新たに市民税・県民税所得割額が課されていない方のみで構成されることとなった世帯（非課税の方のみまたは均等割のみ課税されている場合）は、1世帯当たり10万円が給付されます。

※給付金の対象については、世帯単位での判定となります。

※対象となる方には別途、本市担当課からお知らせする予定です。